

中小企業投資促進税制の適用を受ける内航貨物船における 環境負荷低減設備の搭載状況届出スキーム

- 内航海運事業者が取得する総トン数500トン以上の内航貨物船につき、中小企業投資促進税制の適用を受ける場合には、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶として、次の事項を国土交通大臣に届け出たものに限る。
 1. 環境負荷の低減に資するものとして国土交通大臣が告示で指定した設備のうち、その船舶に用いられたものの搭載の有無
 2. 1の設備が用いられていない船舶にあつては、その理由及び当該設備に代わり用いられた設備
- 同適用を受ける事業年度の確定申告書に、国土交通大臣の上記届出があつた旨を証する書類（写し）を添付する。

【届出の流れイメージ】

